

抵当権設定登記手続き

Mortgage

必要書類

リベリアにおいて、抵当権を設定登記する場合の必要書類は下記のとおりです。

1) 抵当権書類 "Mortgage" (原本 3 部)

- 抵当権設定者“Mortgagor”による署名・公証済みのもの
※署名の認証は、公証の代わりにリベリアスペシャルエージェントによるものも可

【第二抵当権以下を設定する場合のみ】

- 第二抵当権以下の抵当権書類には、先に登記されているすべての優先する抵当権の登記の詳細として、下記の項目を記載してください。
 - a) 登記日時
 - b) 登記台帳番号およびページ番号

2) 抵当権設定者 “Mortgagor” 署名権限確認書類 (原本 1 部)

- 抵当権設定者“Mortgagor”発行の、抵当権書類に署名するための権限を確認するもの

- 抵当権設定登記日より遡って 1 年以内に発行されたもの

- 署名権限確認書類には、下記の項目を含めてください。
 - a) 抵当権設定者名
 - b) 本船名
 - c) 本船のリベリアオフィシャルナンバー
 - d) 抵当権書類の目的
(「第一抵当権の登記」 'to record a First Preferred Mortgage' など)

- 署名権限確認書類は、以下 2 つのうち、いずれかの形式でご準備ください。
- i) 取締役会決議 “Board Resolution” の認証謄本 “Certified Copy”
- Secretary もしくは、他の役員によって効力を有する写しであることが認証されたもの
- ii) 委任状 “Power of Attorney”
- 公証もしくは、リベリアスペシャルエージェントが署名認証したもの
- 抵当権設定者 “Mortgagor” が日本法人で、署名権限確認書類のご署名を、法人代表印を用いて行われる場合は、印鑑証明書の原本 1 部を併せてご提出ください。

3) “Memorandum of Particulars” (原本 1 部)

- 抵当権設定者 “Mortgagor” による署名済みのもの
(別紙)

【第二抵当権以下を設定する場合のみ】

4) 抵当権者 “Mortgagee” の同意書 “Consent” (原本各 1 部)

- 先に登記されている抵当権のすべての抵当権者 “Mortgagee” から、それぞれ同意書を取り付けてください。

書類提出先・提出時期

- ・ ドラフト
登記に必要な項目を満たしているかどうかを事前に確認するため、すべての書類のドラフトを、登記に先だって、リスカジャパン宛メールでご提出ください。
- ・ 原本
事前確認が済みましたら、署名・公証などをお手配の上、各書類原本を、遅くとも登記日当日までに、リスカジャパンまでご提出ください。

費用

\$600.00

ただし、船籍登録と同時手続きの場合、この費用は免除されます。

登記に要する日数

ご希望日当日に完了

以上